

【佐藤企画官】 先生方、お忙しいところ、どうもありがとうございます。まず、開会に先立ちまして、少し留意事項等について、お知らせをさせていただきます。本日でございますけれども、資料はペーパーレスとさせていただきます。お手元のタブレットに資料を入れておりますので、御覧いただければと思います。なお、操作においてお困りの点がございましたら、挙手いただけましたら、事務局の担当者が参ります。

また、今回、新型コロナ感染拡大防止のために、本会場と同時に、ウェブ会議、そして、京都の創生本部とテレビ会議システムで接続しての開催となっております。会議の傍聴につきましても、感染拡大防止の観点から、傍聴者には、ライブ配信を生中継で予定しております。音声配信の都合上、タイムラグが生じることもございます。大変申し訳ございませんけれども、御了承いただければと思います。また、話していただくときに、マイクをオンにいただければと思いますが、マイクが同時についていますとハウリングを起こしてしまいますので、話し終わられたら、お手元のマイクをオフにさせていただく、また、ウェブ会議で参加いただいている方については、ミュートにさせていただくということで、お願いできればと思います。

なお、本日、冒頭に部会長の選任案件がございます。こちらは人事案件となり非公開でございますので、案件が終了いたしましたら、ライブ配信を開始させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは定刻になりましたので、ただいまより文化政策部会を開催いたします。委員の皆様には、今期、文化審議会の委員をお引き受けいただくとともに、本日は御多忙のところお集まりいただき、誠にありがとうございます。

本日は今期の第1回目の部会ですので、後ほど部会長を御選出いただく必要がございます。それまでの間、事務局で議事を進めてまいります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは初めに、文化政策部会の委員の方々を御紹介させていただきます。皆様のお手元の資料1にあります、資料の4ページ目、資料全体の通し番号で5ページに当たりますけれども、そちらに第18期文化政策部会委員名簿がございます。名簿の順に御紹介させていただきます。

初めに、生駒委員でございます。

【生駒委員】 よろしく願いいたします。

【佐藤企画官】 続いて、石田委員でございます。

【石田委員】 石田でございます、よろしくお願いいたします。

【佐藤企画官】 続いて、大橋委員は、本日、欠席でございます。

次に、河島委員が京都の創生本部からテレビ会議で出席いただいております。

続きまして、キャンベル委員でございます。

【キャンベル委員】 よろしく申し上げます。

【佐藤企画官】 続いて、小林委員は、本日、ウェブ会議で出席いただいております。

【小林委員】 小林です、よろしくお願い申し上げます。

【佐藤企画官】　そして、今期から新しく委員に加わっていただきました土屋委員でございます。

【土屋委員】　よろしくお願ひいたします。

【佐藤企画官】　続きまして、ウェブ会議で参加いただいております名越委員でございます。

【名越委員】　名越です、よろしくお願ひいたします。

【佐藤企画官】　続きまして、同じくウェブ会議で参加いただいております日比野委員でございます。

【日比野委員】　日比野です、よろしくお願ひいたします。

【佐藤企画官】　続きまして、今期から新たに松井委員に加わっていただいておりますけれども、本日、欠席とのことでございます。

続きまして、松田委員でございます。

【松田委員】　松田です、どうぞよろしくお願ひいたします。

【佐藤企画官】　最後に、湯浅委員でございます。

【湯浅委員】　湯浅です、よろしくお願ひします。

【佐藤企画官】　ありがとうございます。

続きまして、事務局も紹介させていただきます。今期初めてということもございませぬので、メイン席にいる者全員を紹介させていただきます。

初めに、文化庁の今里次長でございます。

【今里次長】　今里でございます、よろしくお願ひいたします。

【佐藤企画官】　中岡次長でございます。

【中岡次長】　大変長くなってきましたけれども、中岡でございます。よろしくお願ひいたします。

【佐藤企画官】　森審議官でございます。

【森審議官】　どうぞよろしくお願ひします。

【佐藤企画官】　日向文化経済・国際課長でございます。

【日向文化経済・国際課長】　日向でございます、よろしくお願ひいたします。

【佐藤企画官】　田村文化財第一課長でございます。

【田村文化財第一課長】　よろしくお願ひいたします。

【佐藤企画官】　岸本著作権課長でございます。

【岸本著作権課長】　よろしくお願ひします。

【佐藤企画官】　田中宗務課長でございます。

【田中宗務課長】　よろしくお願ひします。

【佐藤企画官】　梶山芸術文化担当参事官でございます。

【梶山参事官】　よろしくお願ひします。

【佐藤企画官】　折原文化観光担当参事官でございます。

【折原参事官】　お願ひします。

【佐藤企画官】　福井食文化担当参事官でございます。

【福井参事官】　よろしくお願ひします。

【佐藤企画官】　最後に私、文化庁政策課の佐藤でございます。どうぞよろしくお願ひ

いたします。

それでは、部会長と部会長代理の選出を行わせていただきます。

(傍聴者退出)

※部会長に河島委員，部会長代理に松田委員が選ばれた。

(傍聴者入室)

【河島部会長】 今期文化政策部会の会長は私，河島，部会長代理は松田委員ということになりました。開会に当たりまして，部会長として一言御挨拶申し上げます。

私，先ほど石田委員が言ってくださいましたように，前期より部会長を仰せつかっておりまして，非常に責務の伴う仕事だと自覚しております。私のような者でいいのかと自問し続けておりますが，微力ながら頑張っていこうと思っておりますので，委員の皆様方も，是非，御協力をよろしく願いいたします。

文化政策部会ですが，今期も前期に引き続き，文化芸術推進基本計画第1期のフォローアップということが1つ大きな仕事としてございます。今日も早速，この後入っていきますけれども，こちらにつきましても，皆様方の御意見と知見等を頂きたく，部会への御協力をどうぞよろしく願いしたいと思っております。

それから，言うまでもないことですがけれども，大変な世の中になっておりまして，私たちが一番関係している文化芸術の分野というの，こんな世の中になって，こんな痛手を受ける羽目に，こんな日が来ようとはと委員の皆様方も胸を痛められ，また，関係する団体等への支援等にお忙しい毎日だと思います。こちらにつきましても，早速，審議の内容といたしますか，事務局から文化庁の対応の報告がございますので，また，それに対して御意見を賜ればと思っております。

加えて，本来，部会長である私は，皆様方がいらっしゃる東京にいるべきかなとも考えましたが，文化庁はテレビ会議システムが京都と東京で構築されていますし，こういう世の中なので，そして，今日はWebExシステムというの導入していただきましたし，もちろん完璧ではないんですけれども，それでも欠席となるよりは出席していただけることも有り難いですし，皆さんで協力して，この審議会のニューノーマルのようなものも模索していけたらと思っています。どうぞよろしく願います。声等が聞こえませんでしたら，また遠慮なくおっしゃっていただきまして，あと，御発言の際は，多分分かると思うんですけど，手を少し挙げていただくといいかなと思います。よろしいですか。

それでは続きまして，中岡次長から御挨拶を頂きます。よろしく願います。

【中岡次長】 ただいま紹介いただきました文化庁次長の中岡でございます。

一昨年の10月以来，次長は2人体制でございますけれども，私が文化政策部会の担当でございますので，代表して御挨拶をさせていただきます。

本日は御多用の中，文化審議会第18期の文化政策部会に御出席いただき，誠にありがとうございます。昨年度から引き続きまして，御就任いただいた委員の皆様には厚く御礼を申し上げます。

文化政策部会は歴史が古いわけでございますけれども、とりわけ平成 28 年の文化庁の在り方に関します大きな答申を頂戴いたしまして、現在、文化庁の体制は、その当時の 10 課体制から 13 課体制となっております。そういう文化政策部会で多大な影響が文化政策に関しましてあるわけでございますけれども、引き続きまして、文化政策部会の皆様方には、大所高所から御指摘、御意見を頂戴したいと思います。

今回、コロナの関係でウェブ会議をしているわけでございますけれども、先ほど部会長からございましたように、文化庁は、遅くとも令和 4 年度には京都に移転するということがございます。体制自体が 2 つに割れるという大きな課題を持っております。行政機関と国会の機関が離れるという場合もあるわけでございまして、その部分について、ネット上どうするのかというような大きな課題もございしますが、ある意味、デファクト標準でございまして、むしろ、そういった新たな生活方式といえますか、国会も巻き込んで、いろいろなやり方を提案していきたいと思っております。その意味においては、大変、御不自由をかける部分はございますけれども、いろいろな課題については、率直な意見を頂戴したいと思います。

先般も無形文化財の部会で松田先生が副座長ということで、北海道から座長の先生が司会をされておりましたけど、なかなか雰囲気は湧かなかったので、松田先生の方で察していただいて、部会長にお伝えするというようなこともございまして、大変、御無理を申し上げました。今回は、全体、あちらの方が映っているということでございしますので、そういうことはないと思います。

文化芸術界の活動に、新型コロナウイルス感染症の非常に大きな影響がございまして、自粛されているということも伝え聞くわけでございますけれども、大きな打撃を受けております。文化庁といたしましては、長官からのメッセージもございました文化の灯は消さないという思いの下で、補正予算等を通じた支援を打ち出しているところでございます。まずは分かりやすい情報提供と迅速な執行が非常に重要でございしますので、努めてまいりたいと考えております。

本会議におきましては、文化芸術基本計画、平成 29 年の文化芸術基本法の改正に基づきます基本計画でございますけれども、そのフォローアップを通じまして、アフターコロナ、ウィズコロナの時代の新しい生活様式の中で文化芸術立国を実現するためにどのような政策が必要であるのか、前向きで自由闊達な御議論を頂戴したいと考えております。委員の皆様から一つ一つ貴重な意見を頂きまして、新時代の文化政策、施策の充実につながるものですので、是非、文化行政に対しまして御意見を頂ければと思います。今後 1 年間、よろしく願いいたします。

【河島部会長】 ありがとうございます。

それでは早速、1 番目の議題に入りたいと思います。まずは事務局より御説明をお願いいたします。

【佐藤企画官】 それでは御説明をさせていただきます。

初めに、文化政策の動きについてということで、2 点用意させていただいております。

1 つ目でございますけれども、資料 2-1 を御覧いただければと思います。通し番号で 12 枚目、12 ページ目でございますけれども、令和 2 年 4 月の文化庁の組織再編について整理したものでございます。今、中岡次長の説明にありましたけれども、文化庁におきまして、

京都移転を見据えて、機能強化のための体制整備を続けてきております。今年の4月につきましても、資料2-1の右側にあります赤字部分の参事官ポスト2つ、そして、室を1つ新設しております。まず、参事官ポストの新設でございますけれども、今年の5月に、文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律が施行されたところでございます。こちらの法律を踏まえ、事業の執行等を担当するために、また、文化観光推進の支援体制を整備するために、新たに文化観光担当の参事官を設置しております。また、食文化についてでございますけれども、これまでも当然、生活文化の一環として振興してきたところでございますが、さらに、食文化のPR、そして、食文化の保護を含めまして、戦略的に食文化の振興に向けた体制整備を行うということで、新たに食文化担当の参事官を設置しております。また、国語課に地域日本語教育推進室を新たに設置しております。これは外国人材の受入れ拡大に伴う日本語教育の推進に係る体制整備の一環として行ったものでございます。このほかにも、国宝等公開促進の支援及び文化財の防災等危機管理体制の強化の観点から、人員増を行ったところでございます。

続きまして、資料2-2に進んでいただければと思います。新型コロナウイルス感染症対応に係る文化芸術関係の支援について、まとめたものでございます。

次のページに行ってくださいまして、資料2-2の2ページ、通し番号でいきますと14ページでございます。そちらに、令和2年度補正予算の概要ということで載せさせていただいております。

まず、1号補正の関係でございます。こちらは4月30日に成立したものでございますけれども、丸が4つございまして、4本柱ということになっております。初めに、文化施設の感染症防止対策事業でございます。こちらの詳細については、資料2-2の5枚目、通し番号で17ページになっております。コロナ対応の関係で、非常に多くの博物館、そして、劇場、音楽堂等の文化施設が休業を強いられたところでございます。今、再開に向けて、各館それぞれ対応していただいておりますけれども、そうした感染予防対策への支援について行うものでございます。

これに関連しまして、少し飛んでいただいて資料2-2の12ページ目、通し番号でいきますと24ページになります。文化芸術関係の感染拡大予防の主なガイドラインということで掲載させていただいております。博物館については日本博物館協会、そして、劇場、音楽堂等につきましては全国公立文化施設協会といった感じで、業種ごとに、関係の文化団体におきまして、感染拡大予防のためのガイドラインを策定していただいております。こういったガイドラインを踏まえまして、各館で感染症予防対策を講じていただいております。具体的には、発熱者の確認のための赤外線カメラの設置、空調設備、空気清浄機、アルコール消毒液等の配置、また、混雑緩和のために、博物館について、時間制来館者システムを導入するという取組も考えられるところでございます。こうした経費について支援するものとしております。

続いて、資料2-2の2ページに戻っていただきまして、2つ目、生徒やアマチュアを含む地域の文化芸術関係団体・芸術家によるアートキャラバンでございます。こちらの詳細は資料2-2の6ページ目、通し番号でいうと18ページ目でございます。各分野の芸術団体、芸術家、地方公共団体等の力を合わせ、舞台芸術、メディア芸術、伝統芸能、また、多種多様な子供向けの文化体験、展示、展覧会等を全国各地で開催するなどして、国民の

文化芸術への熱意を復活させるための事業を開催するものとなっております。

続いて、また資料2-2の2枚目に戻っていただき、3つ目ですけれども、子供のための文化芸術体験の創出事業でございます。こちらの詳細については、資料2-2の7ページ目、通し番号でいうと19ページ目でございます。こちらの事業でございますけれども、今回の学校休業に合わせて中止せざるを得なかった児童劇等の鑑賞教室が多く発生したことを踏まえまして、子供たちに対し、質の高い文化芸術を鑑賞・体験する機械を拡充するというものでございます。

また戻っていただきまして、資料2-2の2枚目でございます。4つ目が最先端技術を活用した文化施設の収益力強化事業でございます。こちらの詳細については、8ページ目、通し番号でいうと20ページ目になります。舞台芸術の高精細コンテンツの配信あるいは博物館の高精細動画を用いた展覧会など、新しい鑑賞モデル事業を実践することによって、鑑賞環境や収益構造を抜本的に改革し、自律的な運用を目指すというものになっております。

続いて、また資料2-2の2枚目に戻っていただきまして、次に、2号補正でございます。こちらは6月12日に成立したものでございまして、資料の4ページ目、通し番号でいうと16ページ目になりますけれども、文化芸術活動への緊急総合支援パッケージということで、500億円を超える額を計上しておるものでございます。大きく2つありまして、(1)から(3)に書いております文化芸術、スポーツ活動の継続支援ということで、活動自粛を余儀なくされたフリーランスを含む文化芸術関係団体等に対して、一層の感染対策をはじめとする活動の継続、技能の向上に向けた取組等に必要な経費を支援するものでございます。

もう一つ、(4)文化芸術収益力強化事業とおしまして、こちらは先ほどの1号補正の追加計上、一部拡充になります。舞台芸術等におきまして、各分野の特性を生かした新しい鑑賞環境の確立などの収益力確保、強化の取組を実践することによって、国内の新たな鑑賞者の拡大、また、海外需要を引き寄せるということを目指すものでございます。

もう一度、資料2-2の2枚目に戻っていただきまして、このほかに、一番下にありまして、他省庁と連携する取組といたしまして、例えば、経産省との連携でコンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金、JLODliveと言われているものでございますけれども、こういった取組を文化庁においても他省庁と連携しながら進めているところでございます。

続いて、3ページ目に進んでいただければと思います。こちらは文化芸術関係への支援の全体像について、まとめさせていただいたものでございます。上の黄色い背景が政府全体の取組ということで、関係省庁と連携して、融資あるいは給付金等の対応についてまとめているものでございます。こちらにつきましては、資料2-2の9ページから11ページまでを見ていただければと思いますけれども、通し番号でいきますと21ページから23ページになります。そちらに具体例を挙げながら、こうした給付金等の取組について、個別のニーズに応じて、分かりやすい情報提供をすることを心がけているところでございます。

続いて、3ページに戻っていただければと思います。先ほど、前のページで補正予算の関係で御説明したものが大半でございますけれども、触れていないものについて、少し補足させていただきますと、一番左下の部分、チケット払戻請求権放棄を寄附金控除とする

税制改正でございます。こちらは、文化芸術に係るイベントの入場料等について、観客等が払戻請求権を放棄した場合に、当該放棄した金額について、寄附金控除の対象とするものでございます。資料の13ページと14ページに詳細を載せております。通し番号としては25ページ、26ページでございます。こちらは、イベントの主催者から申請を頂いて、文化庁で指定をするという仕組みになっておりまして、6月末現在で、文化関係で585件のイベントを指定させていただいているところでございます。

また3ページに戻っていただきまして、今のチケット払戻の関係の更に下に、独立行政法人日本芸術文化振興会に創設した文化芸術復興創造基金というのがございます。こちらにつきましては、資料の15ページから17ページ、通し番号では27ページから29ページでございますけれども、先ほど来申し上げております国としての取組と合わせて、民間からの支援を寄附という形で頂いて、文化芸術団体等の事業活動を継続するための仕組みということで、芸術文化振興会で基金を設けていただいております。現在、約100件を超える寄附を頂いております、約250万円弱の寄附を頂いております。こういった取組につきまして、文化庁で分かりやすい情報提供に心がけるということを行っております、資料2-2の18ページ、19ページ、通し番号でいきますと30ページ、31ページになりますけれども、今紹介させていただいたような各種の補正関係の事業につきまして、それぞれ文化庁のホームページで、公募期間等、分かりやすい情報発信に努めさせていただいております。

また、資料2-2の20ページ、通しページでいきますと32ページになりますけれども、文化庁のLINE公式アカウントの開設ということで、7月1日に開設したばかりでございますけれども、LINEの公式アカウントでも、今申し上げましたチケット寄附税制あるいは文化芸術復興創造基金についての情報提供をさせていただいているところでございます。

最後でございますけれども、資料の21ページから24ページ、全体の通しページでいきますと、33ページから36ページに当たる部分でございますけれども、こちらは、新型コロナウイルス感染症に関わる文化芸術支援の各国比較について載せさせていただいたものでございます。1枚目の上半分が分野横断施策による支援について概要をまとめさせていただいたもの、そして、下半分が文化芸術固有の支援について概要をまとめさせていただいたものでございます。そして、次のページが、分野ごとに、より詳しく比較をさせていただいたものでございます。参考に御覧いただければと思いますけれども、先ほど御説明しました2次補正によりまして、500億円を超える予算を計上しているということも併せまして、今のところは、各国と比べても、大体、遜色ないレベルの支援になっているかなと考えているところでございます。

事務局からの資料の説明については以上でございます。

【河島部会長】 ありがとうございます。それでは、ただいまの内容について、委員の皆様から御質問等ございましたら、是非、お願いいたします。

今回の補正予算については、500億円を超える額が計上されており、大きな打撃を受けた文化芸術関係者にとっても期待の大きいところです。

是非、委員の皆さんの御感想、それから、今後こういうことをすべきだというような建設的な意見等も伺えればと思っております。どなたからでも結構です。どうぞよろしくお

願いたいします。

では石田委員、はい、どうぞ。

【石田委員】 石田でございます。文化庁の皆様、今回、緊急事態に対応する形で、数多くのメニューを御用意いただきまして、私も芸術界にいる一人として、大変、感謝しております。

各国の支援の比較もしていただいている、他国と遜色がないということも確認ができたんですけども、私から、質問といいますか、意見を幾つか言わせていただければと思います。

今回の危機に当たって、日本における制度設計において何が弱いのかということが明らかになってしまったということがあるのかと思います。それは各国においても全て一緒だと思うんですね。私が何を申し上げたいかということ、支援を必要とする側の視点というのが必要だということなのです。今回のことで、雇用や制度への視点というのが不可欠だということがよく分かりました。背景に何があるのか、何が不足しているのかということが見えてきたと言えます。本日の資料でも、支援する側の枠組みや状況は整理されましたけれども、加えて、支援を必要とする側がどのような状況に置かれているのかということをも十分に把握する必要があり、届けるべきところに届ける施策を講じていくということが必須だと私は考えております。

今回フリーランスに対する支援をとという声が非常に強く上がりました。例えば、アートマネジメント人材や舞台技術者といった職種への意識に加えて、雇用状況といったことを踏まえた上での支援の必要性があるということがよく分かったわけです。各職業も、今は専門性が高まっているとともに、ポートフォリオ・キャリアも、どんどん進んでいます。アーティストというだけではなくて、芸術団体の一員であったり、中間支援組織にいたり、それから、劇場、音楽堂のスタッフだったり、事業者だったり、芸術教育の支援者だったり、職業の分類が細かくなっている上に、所属や独立の状況が重なり合い、多様化していて、それに伴う雇用の実態への視点ですとか、社会における役割に、私たちは、もっと目を向けなければいけないのだろうと思います。そうでなければ、芸術創造の活動はここで止まってしまふ、私はそのおそれを感じています。さらに、次世代への技の継承ということが危ぶまれる状況にあるとも思います。

もう1点です。今、国を越えての行き来ができない。それで何が止まってしまったかということ、国際協働が止まってしまっている。これは全世界的にそうだと思うんですけども、やはり、アーティストが創造を行っているということに変わりがないわけで、その創造活動に不可欠な国の枠組みを越えた移動が止まっている状況は何とかならないだろうかと思います。文化庁の主催で、今年1月にヨーロッパのオペラ劇場の芸術監督たちをお呼びしてシンポジウムを開催させていただいたことを本当に遠い昔のこのように感じます。そのことすら今では、信じられないような状況にあります。アーティスト招聘に規制がかかっていますよね。ビジネスの目的での出入国緩和措置というのがなされるように聞いておりますけれども、それをプロフェッショナルのアーティスト、創造活動に携わる人に対しても適用していただけないかと思います。やはり、日本が芸術的な意味で、真の国際性を担保するためには、アーティストが日本から行くことも含めて、行き来する状況は止めてはならないと考えています。

それから、もう一つだけ申し上げたいことがあります。公益法人制度ですね。これが、やはり今の芸術団体の経営状況からは、ちょっと乖離しているのではないのでしょうか。特にこの危機にあっては、収支相償の原則というのはなかなか受け入れ難いところもある。この状況を何とか改善していただきたいという声が、オーケストラや劇場関係者から強く上がっております。そういったことを十分に考えた上で、御支援の形を作っていただければと思っております。

以上です。長くなりました。

【河島部会長】 ありがとうございます。特に舞台芸術関係に詳しい石田委員の貴重な御意見を賜りました。

ほかの方、いかがでしょうか。

では、生駒委員、よろしく申し上げます。

【生駒委員】 私は、自分の活動の中で関わっているジャンルがファッションや伝統工芸といった分野になりますが、ちなみに、この文化芸術支援の中に、ファッションのジャンルは含まれるのでしょうか。そういった単純な質問が1つあります。なぜなら、ファッションは不要不急といった見られ方がありまして、特別な状況の下では、すごく必要なものではないのではないのかというような向きも感じられるところがあります。とりわけファッションは、東京都の休業協力金の対象には含まれていないので、多くのファッションの事業が、一切、支援を受けられないということが、ファッション界では、衝撃であったわけです。

その意味で、今おっしゃったことともつながるんですけども、芸術家やアーティストというものが、どういうジャンルの人たちを、どのくらい含むのか。ファッションデザイナーもアーティスト、芸術家なのかというところの受ける側の定義のようなものというのが、もう少し明確に見えるとよいのかなと思いました。伝統芸能は入っていますが、伝統工芸でこつこつ物作りをしている方は、一事業者でもありますし、表現者でもあるわけです。そういう意味で、各国に比して支援体制が十分に取られたということはすばらしいことだと思いますので、今申し上げたような部分、細部にわたって、受ける側の方々のジャンルですとか肩書を明確に示していただきたい。あと、物を作っている方だけではなくて、企画者とか、キュレーター、プロデューサー、ディレクター、そういった分野の仕事が、えてして存在が認められないという傾向があります。企画費とかプロデュース費というのは、公共の事業では存在しにくい項目ですね。でも、実際には企画者とかプロデュースする方というソフトパワーがプロジェクトにおいてはとても重要であるわけで、そういった方への支援体制もどうなっているのかということも含めて、私ももう少し今回の支援体制を読み込ませていただいて、きっちり勉強させていただきたいと思えます。これが今、御説明をお聞きして感じたことです。ともあれ、私は日本の物作り力ですとか芸術における表現力は日本の宝だと思っております、これだけの文化支援、芸術支援をしていただけることは本当にうれしいことですが、この後実際に応用していく段階で、どのように的確に皆さんの手に届くか、必要な方に届くか。この点を注視していきたいです。

もう一つ、実際に文化芸術ジャンルの分野で活動している方が、どういうタイミングでこの情報を手に入れられるのか。文化庁のサイトでは、いろいろなタイミングで御紹介されたり、メディアでも報じられていると思えますが、よりアクセスしやすいシステム、プ

ラットフォームなど、そういう形も考えていただけるといいかなと感じました。

以上です。

【河島部会長】 ありがとうございます。事務局から何かありますでしょうか。

特によろしいですか。最初の生駒委員のファッションはどうなのかということですが、はい、では、次長、よろしくをお願いします。

【今里次長】 担当参事官が席を外しておりますので。

考え方としては、何で今回の緊急支援パッケージがあるかといいますと、あらゆる職業の方が、恐らく、いろいろな形で影響を受けている。ところが、典型的なのは舞台芸術とかですけれども、集まって練習することができないとか、それから、お客様も劇場に来て見ることができないとか、あるいは今後の話でも、今、席が市松模様のように定員全部入れられないとか、そういうことで、更に一段、影響が大きいということに着目して、この支援をしていこうという考え方です。そういう意味でいいますと、例えば、美術とか、写真とかも入るんです。ですから、ファッションも、デザイナーさんとかも入ると思います。ところが、今申し上げたような考え方で整理をしているものですから、何かを不特定多数に公開することによってチケットの収入なんかを上げる、こういう活動に携わっているということが条件になるんですね。例えば、ファッションデザイナーで、ファッションショーなどで入場料を得ているのかどうかよく知りませんが、ところが、そういう収入源がなくなって、組織することもできなくなったということだと、それは対象になるというような考え方です。限界的な事例を言いますと、例えば将棋の棋士、藤井何段とか、ああいう人ですね。よく公開対局みたいな形で、大盤解説とかありますね。ああいうもので公開して収入を得るといえるのは、ある程度、棋士個人のものであったり、あるいは将棋連盟のものとなったりする。そういうときには、公開を前提として収入を得ようとしていたものができなくなったということなので影響も大きいだろうということで対象となるという、かなり幅広く取っている。舞台芸術だけではないということで御理解を頂ければと思います。伝統工芸の方も同じで、ただ、伝統工芸の場合には、御自分で作っているだけでは、なかなか出てこないわけですね。ただ、例えば展覧会とか展示会というものがあって、その場で直接、即売されるかどうかは別として、物が売れて、それが収入になるということがあるわけですから、あるいは展示会そのものの開催によって収入を得るという場合もあるでしょうから、そういったところがなくなったような、そういう活動に携わっていた方であれば対象となる、こういう整理をしております。

【河島部会長】 では、榎本課長。

【榎本政策課長】 政策課長の榎本です。

補足をいたしますと、お手元の資料の通しページで30ページ、御覧いただけますでしょうか。先ほど御紹介した黄色の表がございます。この表は2ページにわたってまして、30ページが文化庁における文化芸術に特化した支援メニューです。

もう一つ、31ページがありまして、こちらは文化庁以外の例えば経済産業省や厚生労働省などの施策を挙げています。基本的に全分野、コロナの影響を受けたということで、まず31ページにありますような、例えば、中小規模事業者への支援あるいは地代や家賃、こういったお話はジャンルを問わないお話でございますので、まず、こういったお話が分野横断的に使える支援策としてございます。また、雇用調整助成金も同様でございます。人

を雇用していれば、同様に発生する必要な経費でございます。

今回、文化庁としては、こうした横断的な支援策では救えない方々がいる、そこに着目して、30ページにあります支援メニューを用意したところでございます。実はこれはどこの国も同様でございます、先ほどの各国比較を御覧いただきますと、33ページでございますが、上半分と下半分に分けて書いています。どういうことかと申しますと、先ほどと同じでございます、上半分は分野横断的な施策、日本でいえば持続化給付金ですとか中小企業向けの支援、また、アメリカでも納税者への現金給付、また、英、仏、独も同様でございます。こうした横断的な支援策では足りないところを各国ともアーツカウンシルですとか、文化庁ですとか、それぞれ文化担当行政庁が講じているものとなっておりますので、各国とも、こうした二重の立てつけで支援策を用意しております。

【河島部会長】 ありがとうございます。ほかの委員の方、いかがでしょうか。

【名越委員】 岡山の名越です、発言よろしいでしょうか。

【河島部会長】 名越委員、どうぞ。

【名越委員】 すみません、発言させていただきます。大変、分厚い支援策を示していただきました。それで、1点お尋ねさせていただきたいのは持続化給付金についてですけれども、芸術文化を持続させていくために、新型コロナによって仕事がキャンセルになったことを証明できる書類がないということで困った方も中にはいらっしゃって、そういった方々になるべくスムーズに持続化給付金が行き渡るようにということで、その辺が課題になっていたかと思うんですけれども、例えば減収を証明できない場合には申請できないケースもあります、それについては文化庁さんが統括団体からの事前確認証があれば何とか申請ができるようにするという報道も見ました。この事前の確認証というのは、どの程度までハードルを下げているんでしょうか。例えば、統括団体とのメールのやり取り等でもそれを証明するものだという理解でいいんでしょうか、教えてください。

【河島部会長】 よろしいですか。では、お願いいたします。

【吉丸専門官】 芸術文化担当の吉丸と申します。

事前確認証については、できるだけ簡素なやり取りでと考えておりまして、急ぎ公表できるように調整しておりますが、これまでの直近3年分の活動実績といったところを、一定の統括団体、今、50団体ほどを想定しておりますが、そこに申請していただいて確認をしていただくというところで、事前の確認証をしていただくようにしております。

【河島部会長】 次長、どうぞ。続けてお願いします。

【今里次長】 今御質問のありました件は、持続化給付金について事前確認証を団体が出すかというようなお尋ねだったかと思うんですけれども、今説明申し上げた事前確認証というのは、我々がこれからやろうとしている文化活動継続支援でしたかね、先ほど御説明しました500億の事業について、これは必ずしも収入が減ったということを証明する必要はないんですけれども、その方がプロの芸術家であるかどうかということを証明する必要がある、そのために、例えば実績、チラシであるとか、それによって収入を得ているという証明を頂くのが本当ですけれども、そのところを団体の事前確認証ということで代替できるということですので、持続化給付金にこの事前確認証が使えるというわけではありません。そのところ、恐らく、情報が錯綜していると思います。

【河島部会長】 名越委員、よろしいでしょうか。

【名越委員】 はい、ありがとうございました。よく分かりました。すみませんでした。

【河島部会長】 それでは、湯浅委員、お待ちいただいていたので。

【湯浅委員】 御説明ありがとうございます。先ほどの石田委員と生駒委員の御発言に関係したことで、次長から御説明いただいたものに関係するかどうかと思うんですけども、先ほどのお二人のお話からも分かるように、文化芸術分野は、非常に多様だと思います。そのビジネスモデル、収益モデルも、業態ですとか分野によって全く違いますし、それぞれの雇用形態、あと、雇用する人々というのも非常に多様です。文化芸術にかかわる団体は、民間もあれば、公共団体もあれば、NPOもあったり、そして、雇用もフリーランスの方がいて、非常に多様です。これまでの部会の中でも、日本の文化芸術に対するデータを文化庁としてどれほど蓄積しているについて議論がされましたが、限られた予算を速やかにニーズがある人たちにきちんと届けていくためには、きちんとしたデータが必要ではないかと思います。今こういう危機的な状況だからこそ、文化芸術分野の現状について把握ができていますのか。

もちろん、文化芸術にかかわるコアな業態と、その周辺の業界があるわけで、例えば観光もそうでしょうし、また、各団体が連携する、今、照明スタッフとか、そういう技術者が非常にここにも出てきていますけれども、それ以外にも様々な業界と連携しているのが文化芸術だと思うんですが、こういったモデルでこの業界が成り立っていて、現在どういう姿で、そして、それが今コロナウィルスによりどれほどのインパクトを受けているのか、正しく把握することが大事ではないかと思います。それにより、必要な支援を効果的にできるのではないかと思います。

そうしていく中で、今、今回の500億の支援策については、公演をする団体を対象にしていると御説明があったと思うんですけども、それ以外の従事者というのも非常に多くいるわけで、そういった人たちに対する支援の在り方というのが、現在の仕組みの中でどこかにすり落ちていないのかというのを見ることは必要ではないのかなと思いました。

あと、御説明の中で、感染拡大に対する文化施設の様々な取組に対する予算がありました。現在、各分野のガイドラインに基づいて、各施設がすごく工夫をしているところだと思います。そこに対して支援があるというのは非常に素晴らしいことだと思います。現在、各分野で事業が再開したばかりで、今、日本の中で刻一刻と状況が変わってきているところで、それが美術館であれ、オーケストラであれ、ホール、非常に苦勞して、まだまだ手探りをしているというお話をよく聞きます。そこで、予算を出すだけでなく、各団体のベストプラクティスを共有するとか、または課題や問題点を共有できるプラットフォームがあるといいのではないかなと思います。

1つ、先ほど国際共同のお話が石田委員からも出まして、私も仕事柄、国際的な連携に非常に関心が高いんですけども、今、日本というのは、恐らく欧米に比べて、いち早く美術館などが再開しています。英国は、美術館が7月4日以降に開館してもいいということが先週言われたばかりで、劇場に至っては、まだ開館のめどが立っていないという状況なので、これからガイドラインをつくっていく、どういうふうにしてサステナブルなビジネスモデルをつくるか、今、非常に大きな問題です。その中で、恐らく、日本はいち早く開館したからこそ共有できる知見というのがあると思います。今、ポストコロナに向けて全世界が非常に苦勞して工夫をしているというところで、国際的な共同というのは国

際共同制作だけではなくて、こういった知見の共同というのもあると思いますので、そこは私たちが協力をしたいと思いますが、是非、知見の共有ができるといいなと思います。

具体的に、最近、医療の専門家や研究者と一緒にリサーチをされたオーケストラがありましたけれども、その情報を英国のオーケストラが目にして、連絡をもらいました。英国では、現在、政府とオーケストラの間で、どうやって安全を保ちながら音楽的な効果を達成していくガイドラインを導入するかについて政府とオーケストラ委の間で議論がされているそうです。そういった中で、日本の研究はヨーロッパに比べてもすごく先進的で、その研究結果を共有してもらえないかという相談がきました。ぜひ、コロナのリカバリーに向けたプロセスの中で、日本の知見をほかの国に共有できるとよいのではないかと思います。

最後に、すごくいろいろ各国の状況を調べられて、すばらしい資料で、とても参考になると思いましたが、英国について、一か所、修正をした方がいい点があります。アーツカウンシルについては、イングランドだけの数字が記載されているのではないかと思います。スコットランド、ウェールズ、北アイルランドについては、別途、予算は別になりますので、もし英国全体の姿というものを見るのであれば合わせて見る必要があります。ここで、1つ申し上げたいのですが、英国の支援が割と大きな数字に見えますが、実際は全く足りていません。劇場が開かないということにおいて、大変、危機的な状況に陥っています。各国、文化のビジネスモデルが全然違うので、その点を考慮して各国の数字を見たほうが良いと思いますが、英国においては公的資金率が非常に少なく、劇場や、オーケストラなど公的資金率を2割、3割とすごく少なく保って、自助努力で自活力を高めていたところ、現在、かなり危機的な状況となっています。3月以降、大半の収入が消えてしまった中で、内部保有していたリザーブを切り崩しているのです、これ以上休館が続くと、倒産の危機に直面する団体が多く出てきています。こうした緊急事態の中で、いかにスピーディーにフリーランスの人も含めて支援をするかについて、現場からの声がすごく上がっています。恐らく、まだ、日々、折衝がされている状態ですので、日本においても、各国とも情報交換しながら、制度を見直していく仕組みがつかれるといいかなと思いました。特に今、緊急性が高い状態なので、緊急支援というものに目がいきますけれども、既に幾つかの補助の中で、長期的な支援を持った、ポストコロナに向けた観客拡大ということも見られますけれども、より中長期的な視点で、ビジネスモデルの変換とかシステムの変換に結びつくような支援策を考えていけるといいのかなと思いました。

長くなりましたが、以上です。

【河島部会長】 ありがとうございます。資料の中に、自粛要請期、再開期、反転攻勢期というような流れをつくってくださっていて、今正に再開期なんでしょうかね。今後どういうふう発展させていけるのか、多分、単に以前のように戻ることだけを考えるというのはなくて、ここ何年かは、新しい形での発表、表現の方法というのを芸術文化団体も考えていかなければいけないと思うんですね。そんな中で、湯浅委員がおっしゃったように、こういうやり方があるとか、こうやったらうまくいったというような、やはり知識と情報の共有というのはとても重要になってくると思いますし、新しいやり方をする面白い人たちというのも少しずつ出てくるのではないかなと思っていて、そういう人たちをうまく拾い上げて、何か重点的な支援というようなこともできたらよいのではな

いのかなというの個人的な意見です。

ほかにもどなたかいらっしゃいます？ では、キャンベル委員、よろしくお願いします。

【キャンベル委員】 ありがとうございます。キャンベルです。

ほかの委員の方々がおっしゃいましたように、急性期に当たって、これだけ短期間に多くの人々の一番、場所も所得も奪われた日本の文化芸術の屋台骨を支えている人たちにまで及ぶような助成金等を用意して予算化していて、そして、規模からしても、比較で分かりますように、相当なものを準備していただいているということ、大変有り難い、心強いことだと思います。

急性期においては、今日お出しいただいた資料、各種の支援というのは当然のことだと思います。それを是非深化させながら、来年度、恐らく夏から秋にかけて、また概算要求があると思いますので、そこは積極的につなげていっていただきたいと思いながら聞きました。

一方ではというよりも、これは完全につながっていることだと思いますが、今、湯浅委員がおっしゃいましたように、これはかなり中長期的な観点ということが、実は、持続そのものにこれができるかどうかということに関わることだと思います。石田委員が最初におっしゃいましたように、今、海外の団体や個人との共同ということが全く絶たれている状況ということが、海外の方々や団体との相乗であるとか共同ということが、予定していたことが止まっているということは当然ありますけれども、これはいろいろな意味で、そのままにしておくと、日本の文化芸術のかなりの痛手になります。

一例で言いますと、例えば、アメリカに在住の人々が日本に来ることはできませんけれども、同時に EU に渡ることができず、そうしますと、これから EU と日本の間に人物交流ができたとしても、アメリカの人たちはそこに加わることはできないという、間接的には聞こえるかもしれませんが、文化芸術の世界では、かなり大きな事態にそのまま影響する状況だと思います。

私は、大学共同利用機関、様々な古いデータを集積し、整備し、発信する。それをプラットフォームとして、学術研究はもちろんのこと、芸術、様々な表現の創出に役立てようとする立場から言わせていただきますと、中長期的な観点に立ったときに、特に2つ、是非視野にといいいますか、メニューといいいますか、項目に入れていただきたいものがあります。

1つは、今、ヨーロッパで言われて、3月、4月辺りから急に議論が進んでいるデジタルトランスフォーメーションですね、デジタルへの変換ということ。もう一つは多言語化ですね。様々な文化資源というものがあまして、今日、松田先生もいらっしゃるのでも申し上げるのはちょっと恥ずかしいんですけども、様々な形態、様態であるわけで、もちろん、今、空間、そして人々が実際に対面式で交わることの制限の中で、そのロスを何とかして、そこは食い止め、人々、団体、機関を救助するということが急務だと思いますが、少しこれからの様々な企画や文化芸術そのものが生まれる土台に目を向けますと、文化資源そのものが、いわゆるグラムですね、ギャラリー、ライブラリー、それからアーカイブ、あるいはミュージアムですね、そういう資料保有機関あるいは発信機関の中にあるものを、コロナを通じて、海外において、それぞれの各地域にデジタル格差があるように、日本の中にも、それぞれの機関の中にデジタル格差があり、それぞれの機関のコミュニティーと

完全に2か月、3か月断絶してしまうというところもあれば、いわばそれを逆手に取って、どんどんオンライン事業をして動画を作って発信したり、インターフェースをつくっていくというような状況が日本の中にもあります。これはヨーロッパでもそうです。4月、5月からEU連合が組織して出資をしているヨーロッパナという巨大な文化資源の集積整備発信機構、巨大なデータベースを作っているわけですが、その中で、正にデジタルトランスフォーメーションを国や言語を越えてどういうふうを実現できるかということ議論しているわけです。それを読んでいきますと、日本国内の状況に非常に平行といえますか、非常に似ている状況がありまして、他国の機関との共同、今できる、60人のヨーロッパ中の専門家を集めてずっと議論をしていて、6月に大きな会議を行っているわけですが、これ、もちろん全てリモートでやっているわけですので、日本からの参加であったり、発信が重要だと思います。各国の中でそれぞれの、例えば、ギャラリーや、劇場や、美術館の中にデジタル機能部門がかなり中心化しているところと、逆にそこがなかなかプレゼンスを強調できないところがあって、そこから学ぶことは、やはり、とても多くあるように思います。日本は、データの集積、文化資源として実際に使う。今度、文化庁、この会議にも新たな食文化担当や観光担当というものが、今日、参事官においていただいているわけですから、日本の文化政策の意識としては、広げていく観光資源であったり食文化の資源、それを1つは集積するだけではなくて、データを駆動することによって、実際に文化、新たな表現や価値につなげていくということ、もちろんこれは一朝一夕にはできませんけれども、その中長期的な観点を、是非、今年度あるいは来年度の事業の中に組み入れていただきたいと思います。

もう一つ、これはそのままつながりますけれども、多言語化です。どちらかということ、日本が遅れている分野だと思います。非常に優れた文化資源、ヨーロッパの多くの国あるいは中国もそうですけれども、一度も自らの言語を手放すことなく、1,000年以上、本当にボーリングをすれば地中の大変深いところまで、日本の言語文化資源ですとか、これは視覚資源もそうだと思いますけれども、非常に魅力に満ちたものがありますので、そこをデータ駆動ができるような形にしていくと同時に多言語化していくことが、これからのウィズコロナの中で、人々が集まって、対面式で全て、仕事あるいはエンターテインメント、文化を体感することだけではなくて、リモートの中で文化に携わることがノーマルになっていくことを見据えて、日本の文化政策の中からどういうことができるかということ、これはファッションにもそのまま重なる、非常に豊かな土壌がそこにもあると思います。この2点について、今日お聞きしながら、次の段階というよりも、今の段階を視野に、是非、青写真を描いていただきたいと思います。

長くなりました。失礼します。

【河島部会長】 中長期的な視点もサジェスションも頂きまして、大変、参考になります。ありがとうございました。

皆様、まだまだ御意見はあろうかと思うんですが、申し訳ありません、時間の都合上、ここで一度、この議題については閉じさせていただきます。続いて、本部会の大きなミッションの1つである文化芸術推進基本計画のフォローアップについて、事務局より御説明いただき、皆様から御意見、御質問を頂戴する形で意見交換を進行したいと思います。

それでは、基本計画のフォローアップの全体像と今年度の作業の進め方について、御説

明をお願いいたします。

【榎本政策課長】 文化庁政策課長です。

お手元の資料3-1を御覧いただきますと、2018年度から5年間にわたりまして、5つの箱が書いてございます。昨年度2019年度に続きまして、本年度2020年度も施策に関する点検と評価を取り上げたく思っています。昨年度は、この場で博物館と子供の文化芸術に親しむ機会の提供という観点から、複数回にわたりまして御審議いただきました。例えば博物館ですと、昨年の議論では、博物館との観光との連携あるいは学芸員の研修のさらなる改善、充実、そうした観点で御指摘いただきました。今日、そのフォローアップする時間がないんですけれども、去年の議論も受けまして、博物館と観光を結びつける新しい予算、それから制度、法律もつくりました。また、学芸員の研修事業の充実、そして、そうしたことを担う文化庁の職員の体制強化、これらも行ったところでございます。

本年度2020年度におきましては、ちょうど5年間の中間に当たります。来年2021年度には中間評価が待っておりますことから、今年は昨年度同様、複数のテーマを御紹介いたしまして、先生方から評価の視点に関して御指摘を賜ればと思います。

資料3-2を御覧いただきますと、2ポツのところを取り扱うテーマを挙げております。今日、この後、担当課長から御説明いたしますが、テーマとして、1つ目が文化資源を活用した付加価値の創出、その中で、文化財の多言語解説、それから、先端技術を活用した文化の魅力発信、Living History、こうした3つの固まり。加えまして、共生社会の実現という文脈で、障害者によります文化芸術活動推進事業。最後に日本語教育の振興、今日、この後、この3つのテーマを用意してございます。それぞれの施策の概要、それから評価の観点等に関しまして、担当課長から簡単に御説明いたします。ちょっと時間が押しておりますので、各課長、手短によろしくをお願いいたします。

【伊藤文化資源活用課長】 文化資源活用課長でございます。

私からは、通し番号41ページになります文化財の多言語解説整備事業から御説明申し上げたいと思います。

文化財は、観光戦略におきまして、観光振興において欠かせない資源であるということで、文化財の魅力をより観光者に対して分かりやすく伝えていくための環境整備ということで、平成31年から文化財多言語解説整備事業を実施しております。

41ページに掲載させていただいておりますのは令和2年の予算の企業でございますが、今回、後ろに載せさせていただいておりますのは検証ということでありますので、平成31年度、前年度のレビューシートを掲載させていただいております。ただ、事業の基本設計は変わりませんので、41ページのパワーポイントに基づきまして、事業の概要を簡単に御説明申し上げたいと思います。

狙いとしまして、緑のところがございますとおり、先ほど申し上げました訪日外国人に対しての体験滞在の満足度向上ということと、先ほどキャンベル委員からも御指摘がございましたけれども、多言語で分かりやすい解説を整備していくということで、解説媒体を全国で文化財中核観光拠点200か所を中心として整備していくことを目標として実施を始めたところでございます。

実施方法に関しましては、下の四角のところがございますけれども、観光庁とも連携させていただきまして、より解説版として外国人旅行者に分かりやすい表記の仕方という

ここで、単に日本語を直訳的に英語、中国語に訳していくということではなくて、それぞれのいわゆるニーズに分かりやすい文章ということで、多言語の解説文については観光庁で作成されて、その文章をしっかりと媒体整備していくというところにつきましては文化庁で支援させていただく。そのときに、単純に言語としての解説版だけではなくて、より文化財のよさが伝わるような映像とか、あるいは VR 体験とかができますように、先進的な媒体も活用しながら、先駆事例ということで実施していただくような、意欲のある取組を支援していくということでやらせていただいているところでございます。

目的のレビューシート等につきましては、具体的には 42 ページになりますけれども、目的、アウトカムという点におきましては、42 ページの下から 2 項目目でございますけれども、この目的というところにおきましては、観光拠点における外国人旅行者の満足度ということで成果目標を設定しております、90%を目標にと、より高い目標ということで目標を設定させていただいております。それを検証するものに関しましては、支援した補助事業の結果の事業報告書で検証するというにさせていただきます。

次に、それを最終的な目標のアウトカムを検証するためのアウトプットというのが、次ページ、43 ページの上段でございますけれども、これに関しましては、予算事業ということで投入量ということで整備をした観光拠点基数ということで、平成 31 年度、100 件を目的として実施を始めています。先ほども申し上げましたとおり、平成 31 年度がスタート事業でございますので、その前の年度に関しましては、実績ということでは未記載でございます。

それと、今後のという点で申し上げますと、少し戻っていただいて恐縮でございますが、こういった狙いというところでもありますけれども、全体の目標としては、43 ページの政策評価の測定指標という全体の戦略としては観光戦略でやっていますので、測定指標は訪日外国人旅行者の増というのが観光戦略全体の測定指標なのでございますが、先ほど申し上げましたとおり、より中身として文化財としてのよさが伝わるようにということで、実際に満足度と、あと、整備のアウトプットというところを指標として、検証材料とさせていただきます。

次は、日本が誇る先端技術の文化発信ということで、担当課長から御説明申し上げたいと思います。

【田村文化財第一課長】 文化財第一課長でございます。

通し番号について、47 ページの資料を御覧ください。本事業の目的、概要等が上に書いてあるところでございます。こちらは訪日外国人の観光客の玄関口でございます主要な空港、さらには訪日外国人観光客が訪れる主要な観光地、ここらにおいて、文化財をはじめといたします日本固有の文化資源について、先端技術を駆使した効果的な発信を行うことによりまして、観光地への誘客とか体験滞在の満足度の向上、さらには日本への往訪、再訪へと結びつけることを目的とした事業でございます。

本事業については、3 つの取組を内容としております。下の箱を御覧ください。左から 2 番目にありますところがまず 1 つ目でございます、日本観光の玄関口でございます空港における日本文化の魅力発信ということでございます。外国人旅行者が必ず基本的に利用する空港島におきまして、VR とか高精細の画像といったような先端技術、最先端のメディア芸術を活用いたしまして、日本の歴史とか芸術、風景、こういった各地域が誇る文化

の魅力発信する取組を行うこととしてございます。

その次の真ん中の箱を御覧ください。資料中央でございます。文化財所有者等が行う日本文化の魅力発信ということでございまして、これは主要な観光地におきまして、文化財の所有者等が行う先端技術を駆使した文化の魅力発信、こういった取組に対して補助を行うものでございます。

最後、3 つ目でございますけれど、箱の両端でございます。渡航前、それから帰国後、日本文化の魅力発信を外国人旅行者に向けまして、JNTO と連携して日本文化の魅力をオンラインで発信しておくというようなことを併せて行っているところでございます。

以上が事業の概要でございまして、続きまして、行政レビューにおけます指標について御説明いたします。次の次のページを御覧いただければと思います。上の方に成果目標、成果指標がございまして、こちらについては、本事業の目的が体験とか滞在の満足度の向上と日本への往訪、再訪への結びつけということを踏まえまして、3 点、設定してございます。

1 点目は訪日外国人旅行者の再訪意向が目標値を上回ることをしているところでございます。ただ、令和2年度におきましては、今年は外国人で来られる方が非常に減少してございますので、再訪意向だけですと、きちんとした表にならないだろうとっておりまして、訪問意向という形に修正しまして、ウェブ等の活用も含めて、外国人旅行者の日本への訪問、再訪意向を調査し、その割合を指標とするということを考えているところでございます。

2 番目でございます。訪日外国人旅行者の満足度が目標値を上回ることをいうことでございます。先端技術を駆使した魅力発信を実施した観光地での体験満足度を調査して、数値を知ろうとしたいと考えてございます。

3 点目でございます。令和元年度は訪日外国人旅行者の滞在満足度が上昇することとおったところでございますけれども、先ほどの2点目と非常に重なる部分も多いかなとっておりまして、令和2年度の行政事業レビューでは、外国人旅行者の日本への興味、関心が上昇することといった形に修正しようと考えてございます。空港等におけます日本文化の発信によりまして、それらへの興味、関心が高まったかということ进行调查いたしまして、その回答割合を指標としたいと思っております。

そのほか、活動指標につきましては、以下にございますように、4 つのアウトプットを指標としているところでございます。

説明は以上でございます。

【伊藤文化資源活用課長】 引き続きまして、Living History（生きた歴史体験プログラム）につきまして、通し番号 54 ページ以降に基づきまして、御説明申し上げたいと思いません。

この歴史体験プログラムにつきましては、大きく2点の事業内容で構成されております。全体の目標としましては、文化財に新たな付加価値づけをしまして、より魅力的な体験、特に文化財の往時の状況を体感できるという狙いで2つ事業をやっているところでございます。

1 点目が事業内容の1にございまして、文化財、建造物を訪れた方が、その当時の歴史を体験、体感できるような復元行事とかを支援していくということで、復元行事、展

示に必要な準備経費を支援する事業でございます。

2 点目といたしましては、歴史的な状況というのを体感できるような美観整備ということで、2 にごございますとおり、修景の修復であるとか、公開コンテンツの作成等、また、より見物しやすいような環境づくりということでバリアフリー等の整備、こういったものを支援しているところでございます。

当該事業のレビューシートにつきましては、次ページ、55 ページにごございますけれども、アウトカムに関しましては、55 ページの下から2つ目のセルにごございますとおり、今申し上げたように、事業目的が歴史体験というところと、また、もう一つの体感等ができるようなハード面での整備ということで、各自治体、様々な取組をされるということでもございますので、アウトカムそのものについて、画一的な指標設定が難しいということがございますので、目標といたしましては、それぞれの自治体が観光戦略の計画において設定している目標値がきちんと達成できているような形で、この事業が貢献できることを目標としておりますので、観光拠点整備計画におけます達成状況、達成率が80%以上となること、御支援した自治体の80%以上になることを目標とするということで、目標設定をしているところでございます。

検証方法としましては、その下にごございますとおり、事業報告書に基づきまして検証させていただきますというところでございます。

アウトプットに関しましては、次ページ、56 ページの上段にごございますとおり、支援の補助実績等々を指標としてやらせていただいているところでございます。こちら平成31年度、初年度事業ということでございますので、同様な目標で、まず、2年目の令和2年度も検証してまいりたいと考えております。

以上でございます。

【三木参事官】 続きまして、参事官の文化創造の担当でございます。

次の項目ですけれども、障害者による文化芸術活動推進事業につきまして御説明させていただきます。

まず、背景といいますか状況ですけれども、一昨年、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律が成立しまして、昨年3月は、この法律に基づいた国の計画というものができておりますので、現在は2020年度、その計画にのっとり、国がしっかりと施策を推進していくということ。そしてまた、それが全国において、それぞれ自治体もしっかり取り組んでいただくというようなフェーズにあると認識してございます。

具体的に、この事業の取組でございますけれども、大きく1,2,3と3つございます。1ですけれども、障害者による文化芸術の鑑賞や創造、発表の機会の拡充ということでございます。基本計画に基づいた方向性に書かれてあります、障害をお持ちの方々の鑑賞機会が増えるとか、自ら創造される機会が拡充される、そして、それを発表するのを拡充するといったような、それぞれの取組のモデルとなるようなものについて支援をしてございます。例えば、障害のある方もない方も一緒に公演の鑑賞を楽しめる演劇パフォーマンスを開催するような事業であったり、幾つかの種類の字幕による演劇の上映があったり、美術館においての手話通訳についてのモデルプログラムを作っていたり、創造機会であれば、演劇的な手法を用いたコミュニケーションワークショップを開催していただいたり、発表であれば、障害のある方とない方と一緒に演奏を共演していただくとか、また、発表の機

会につきましては、国際的な催し、障害者の方々が国際的に集まるような、海外に出ていくことを想定しておりますけれども、そういった場で日本の活動を紹介していただく、その場で発表していただくといったようなことも支援してございます。

2 は作品等の評価を向上する取組ということで、様々な芸術作品が広く社会に認識されて適正な評価が受けられるようにということで、具体的に申しますと、文化庁主催の障害者の方々が創られたりした作品について、展覧会をするということで、具体的に申し上げますと、今まで4回やってきておりますけれども、12月の障害者週間におきまして、国立新美術館におきまして、ここから展というところで、国による展覧会をやっているということでございます。

3 は今年度、新規の話ではあるんですけども、自治体が自治体の計画をつくって実施される事業について支援をするということを令和2年度から新たに取組んでおります。

次に、アウトカムの話はめくっていただきまして、全体入れて62ページですけれども、黄色のハイライトの部分でございます。アウトカムは、障害者の優れた文化芸術活動の国内外への発信等の社会的包摂に係る取組を推進するというところで、どういうものを指標にしているかと申しますと、今、少し具体例を申し上げましたような様々な事業を実施されている団体の方々が課題解決目標をそれぞれ設定されておりますので、その達成率を業務成果報告書で確認するというようなことをしてございます。例えば、鑑賞の機会を得た障害のある方々の数とか、公演の満足度とか、障害のある方々の団体が協働した自治体とか民間の団体数とか、それぞれの事業でそれぞれ課題設定をされておりますので、それが目標値であれば80ということですけども、しっかり達成されているかどうかを見ているということでございます。アウトプットは採択事業数を設定してございます。

以上でございます。

【高橋国語課長】 文化庁国語課長でございます。

続きまして、日本語教育の振興というくくりの中にごございます3つのポツのテーマにつきまして、御説明申し上げたいと思います。3つのポツといいますのは、地域日本語教育の総合的な体制づくりの推進、それから、日本語教室空白地域解消の推進等、3つ目に日本語教育の先進的取組に対する支援等、この3つについてでございます。資料としては、通しページで69ページになります。生活者としての外国人に対する日本語教育の推進という1枚のペーパーになります。これに基づきまして、先ほど申し上げた3点につきまして御説明したいと思います。

実は、この資料は文化庁の日本語教育全体を説明するための資料になりますので、先ほどテーマとして取り上げることとなっている3つの事項につきましては、69ページの資料の大きく3つ囲みがありますが、下半分の左側、(1)日本語教育の全国展開・学習機会の確保という青色の囲みの中にある1,2,3の3つの項目といいますか事業について、今回、取り上げるテーマとなっているところでございます。全体の中の位置づけはこうなります。

ざっと全体的なことをお話した上で、1,2,3の説明をしたいと思います。まず、ここにあります日本語教育というのは、いわゆる外国人に対する日本語教育ということで、日本語を基本的に母語としていない方に対する日本語教育でございますので、いわゆる日本人に対する国語教育ではありません。

それから、もう一つは、日本語教育というものもかなり幅広い概念でして、文化庁で扱

っている日本語教育というのは、この資料のタイトルにもございますけれども、生活者としての外国人に対する日本語教育ということで少し限定されています。これ以外にどういう日本語教育があるかといいますと、例えば、留学生に対する日本語教育という、大学などで行っているアカデミックジャパニーズの世界が一つあります。それから、もう一つ、仕事で使う日本語ということで、企業で働いている方々が仕事上必要とする日本語を学ぶという日本語教育があります。それからもう一つ大きなものとしては、外国人の子供たちが日本の小学校や中学校などにお越しになって、そこで学んでいく日本語というものがありますので、今申し上げた留学生でありますとか働いている方々、それから子供たちへの日本語教育というのは、それぞれ、それを担うところがございますので、ここで対象としている日本語教育というのは、これらではなく、外国人住民一般に対する日本語教育ということになります。ですから、生活する上で必要な日本語を学ぶ。買物に行ったり、病院に行ったり、市役所の窓口に行ったり、そういったときに必要な日本語を学ぶという意味での日本語教育でありますので、逆に言いますと、留学生であろうと、働く方であろうと、実は生活者としての日本語というのは学ぶ必要があるということで、ある意味、日本にいらっしゃる外国人の方全体が施策の対象となるような日本語教育と、まず、御理解いただければと思います。

その上で、このペーパーの上半分に現状というのがございまして、簡単に御説明します。在留外国人の数、平成30年の年末で約273万人、この後、平成31年のデータがありますので、300万人弱ぐらいの方がいらっしゃいます。これは新型コロナの前の段階の数字になります。それから、日本語学習者数、これは文化庁で統計を持っているんですが、26万人ということで、大体、在留外国人の1割ぐらいということになっています。それから、日本語教育を受けるために、大体、自治体で日本語教室というのを開催されているケースが多いんですが、そもそも自治体に日本語教室がないというところにお住まいの外国人の方が45万人ぐらいいらっしゃるということになります。

こういった現状の下で、下の(1)の1, 2, 3, 簡単に御説明します。基本的に住民に対する日本語教育ということになります。まず、1というのは地域日本語教育の総合的な体制づくりの推進ということで、これは都道府県あるいは政令指定都市におきまして、地域で日本語教育を行っていくための体制を総合的につくっていく、そのための取組をしていただいて、それに対して国が補助をして助けていく、そういうタイプの事業でございます。これは令和元年度に始まったばかりで、まだ2年目なので、まだ余り結果は出ていないんですけれども、地方自治体を中心となって、地域の日本語教育、生活者の日本語教育等を行っていくのが通常でございますので、そういったところをしっかりと支える事業ということでございます。

それから2は、先ほどデータで申し上げましたけれども、日本語教室というのは、大体、地方自治体がボランティアの方とかも活用しながら、地域の外国人の方に日本語教育をすることができるような教室を設けるようですが、そもそも、その教室がないという地域が結構ございますので、そういったところにお住まいの外国人の方に日本語を学習していただく機会を提供するために、日本語教室を開設したいけれどもノウハウがないような自治体にアドバイザーを派遣して、日本語教室開設の準備をしていただく。3年ぐらいかけてやるんですが、そういった取組でありますとか、あるいは日本語教室を開設しても、そこ

に集まることがなかなか難しいであろう山間地とかにお住まいの方も結構いらっしゃると思いますので、そういった方に対するインターネットでの教材の開発をします。

3は先進的取組に対する支援となっていますが、1、2との関係でいいますと、1が都道府県、政令市、2が主に市町村になります。3は都道府県や市町村の域を越えて取り組まれるような事例、例えば、NPO法人とかでベトナムの方を支援する協会だとか、ボリビアから来られた方を支援する協会だとかというのがございます。そういった自治体の域を越えて日本語教育の活動をされているような団体への支援を行うことになります。

その上で、行政事業レビューシートですけれども、次のページに、一応、成果目標、アウトカムなどあるんですが、実は先ほど申し上げた1の事業、令和元年度から始めた事業でございます、平成31年度の事業レビューシートのアウトカム指標では評価ができない形になりますので、ちょっと古いアウトカム指標ということになります。簡単に言いますと、日本語教育研究協議会という日本語教育の関係者を集めたシンポジウムなどを行っているんですが、そういったところに参加された日本語教育関係者のアンケートの結果でありますとか、それから、先ほど御紹介できなかったんですが、難民の方とかに日本語教育をするというプログラムを持っておりますので、そういったところでの満足度でありますとか、それから、先ほど申し上げた3の先進事例の事業ですが、これの前身となる事業がありまして、その前身となる事業について、それを受けて日本語学習をされた方の上達度だとか、そういったものを指標にして、これまで評価をしてきたところでございます。日本語教育については、最近、非常に事業が大きくなったものですので、まだ、この指標については、これから開発の余地があると思っております。また御指導のほど、よろしくお願いいたします。

以上でございます。ありがとうございます。

【河島部会長】 ありがとうございます。それでは、全体を通じて、委員の皆様から御意見がありましたら、お願いいたしたいと思えます。申し訳ありません、あと15分ちょっとしかないんですけれども、できるだけ。

それでは、松田委員。

【松田委員】 では、手短にしたいと思えます。

資料3-2、通し番号でいいましたら40ページをご覧ください。我々は文化芸術推進基本計画第1期のフォローアップをやっているわけですが、資料の2ポツのところではそのフォローアップで取り扱うテーマが3つ挙げられていて、今それぞれの説明をお聞きしたわけです。この3つを選ばれた理由を、どこかで示した方がよいと思えました。昨年度は「子供への芸術教育」と「博物館、文化施設の振興と専門人材育成」についてフォローアップを行いました、この2つのテーマを選んだ理由は、昨年度始まった事業であるから、というものでした。今年度に関しても、なぜ今回の3つを選ばれたのかの理由をどこかで示しになる必要があるかなと感じました。16あるテーマすなわち政策群のうち、なぜ、この3つを選んだのかというお話ですね。それが1点目の質問です。

2点目の質問は、通し番号で41ページに出ている文化財多言語解説整備事業に関するものです。私はこの事業に興味を抱いているのですが、まず非常に細かいこととしてお尋ねしたいのが、資料右上のところに示されている予算「18億4,700万円の内数」というこの表記で合っていますでしょうか。私の理解が足りていない部分があるかもしれませんので、

「内数」がどういう意味かを教えていただければと思います。

それで、この先の文化政策部会の進め方にもつながってくると思うのですが、再び 40 ページにお戻り下さい。このページが一番下に、委員の分属についての項目が示されていて、各委員は2つ以上のワーキングに属することを原則とすると書かれていますので、この夏、昨年度と同じように、今説明していただいた3つの政策群をそれぞれ詳細にワーキングで検討、議論するのかなと予想しております。そうしたときに、文化財多言語解説事業のレビューシート、通し番号 42 の一番下に、「成果目標及び成果実績（アウトカム）」ということで、「整備を実施した観光拠点における外国人旅行者の満足度」と示されています。この満足度は、その下に示されている「整備を実施した事業の報告書」から拾われるご予定だと思うのですが、満足度を尋ねるとするのは非常に有効だと思うのですが、これに加えて、この事業で行うことの大半はデジタル技術を使った AR、VR ですか、QR コードを使った多言語の解説の提供でありますので、それぞれの多言語化されたコンテンツを実際、訪問者が異なる言語で閲覧されたかどうかに関するデータが取れると思うのですよね。もし可能であれば、実際、それぞれのコンテンツ、多言語化されたコンテンツが何回閲覧されたかのデータを蓄積されていかれるとよいのではないかと思います。

以上です。

【河島部会長】 ありがとうございます。では、事務局からお答えをお願いしますか。はい、榎本課長。

【榎本政策課長】 まず、資料 3-2 に関しまして、どういった観点で今回大きくこの3つを選んでいるかという点でございます。観点として2つございます。1つは、文化庁の政策のうち、比較的新しいものであり、今後、文化庁として育てていく必要があるものを挙げております。文化庁の事業ではここに入れておりませんが、当然ながら、例えば、文化財の修復ですとか芸術活動への支援といった長きにわたって行っているものでございます。そうしたものもありますが、今回は新しいものを挙げています。

それから2つ目の観点、アウトプットやアウトカムに関しまして、是非、様々な御意見を頂きたいという観点がございます。この中でも、文化資源を活用した付加価値創出は国際観光旅客税を活用しておりますので、より一層、インバウンドですとか、いろいろな観点での説明責任が、通常のものも同様ですが、より一層そういった観点が大事になりますので、文化庁としても、評価指標をしっかりと検討していきたく思っているところでございます。

共生社会や日本語事業は文化庁予算でございますけれども、こちらも社会的な関心も高いテーマでございますので、予算の投入とそれに伴う成果ということに関しまして、客観的な議論をほかの事業以上に心がけていきたく思ったところでございます。

趣旨は以上でございます。

【河島部会長】 ありがとうございます。

【伊藤文化資源活用課長】 引き続き、松田委員の御指摘の2点目に関しましてお答え申し上げます。文化財の多言語解説整備事業の41ページの令和元年予算額18億の内数というところは、これは内数で正しい形です。この趣旨といたしましては、平成31年度は、文化財多言語解説事業といたしまして約10億で始めさせていただきました。令和2年度は、更に訪日外国人旅行者の滞在の満足度向上といった観点から、多言語解説の整備事業に加

えまして、新たに美術館、博物館のキャッシュレス決済の環境整備であるとか、もう一つは博物館の夜間コンテンツの動静支援というのも、文化財の訪日外国人旅行者の環境整備という同じ事業シートの中でやらせていただくことになりましたので、この18億の中に新しくその2事業が加わったということもございますので、多言語解説については、この18億の中の内数という形の記載にさせていただいているところでございます。

2点目といたしまして、AR、VR等、先進的な事例の媒体整備の状況を把握するということにつきましては、予算支援させていただいておりますので、箇所としては何か所に支援させていただいて、各それぞれの箇所におきまして媒体が何件整備されるということはデータとして把握できています。ただ、実際に訪日された外国人がどの媒体に対して満足をされたのかというのは、実際の補助事業者がアンケートを採っていただいて、それを事業報告書で頂く形になっておりますので、どの媒体が一番満足をよかったかというような形まではこちらは予見設定はしていませんので、実際、これから頂くアンケートの実績を踏まえて、どの媒体が先進的モデルとして効果的だったのかということが分かりにくい形になっていたとしたら、アンケートの求め方を補助事業に対して改善を求めていくということは必要だと思っております。

以上です。

【河島部会長】 ありがとうございます。

【松田委員】 今の説明は非常に明瞭でした。AR、VRのビュー回数は何回かというデータはログから簡単に取れるかと思い、それぞれのコンテンツが何回閲覧されたかのデータを集積されると良いのかなと考えた次第です。満足度というのは質的な評価ですので、閲覧回数のような量的なデータも集められてよいのかなということです。今回でなくても、次年度からということでも良いということで申し上げました。

ありがとうございました。

【河島部会長】 今、手が挙がっているのが、湯浅委員と石田委員と生駒委員ですけれども、湯浅委員、先に手を挙げていらしたから、どうぞ。

【湯浅委員】 すみません、手短に、文化芸術推進基本計画のフォローアップにも重要な年ということで、政策部会でフォローアップをしていくというのは大変重要なことだと思うんですが、40ページにお示しいただいた資料で、手法とテーマと委員の分属が書いてありますが、この中間のフォローアップの目的をもう一度確認させてください。39ページに、いわゆる政策評価と基本計画の体系化を取っていくというのがずっと課題に挙がっていて、政策部会の中でこういった議論がなされているのは私はとてもいいことだと思っています。特にここ数年、政策評価の委員会にも参加させていただいていましたので、政策評価にまつわることは政策部会で話すべきではないかと思っていますので、この流れは非常によいかと思います。

今お話しいただいたことについて、3つテーマがありましたけれども、事業評価のレビューシートを出していただいていたと思うんですが、この政策部会で見っていくのは、事業評価レビューのアウトカムや指標について議論することなのか、それとも政策レベルのところを検討することなのか、どちらのことをするのか。一体、それが中間のフォローアップというか中間の検証にどういうふうに関係するのかということについて、全体像が見えにくいなと個人的に思いました。

37 ページ、38 ページに全体の流れを書きいただいておりますが、このワーキングと中間評価との関係性というのを御説明いただけるでしょうか。

【河島部会長】 大事な御質問だと思いますが、どなたか、事務局の方、お答えを願いますでしょうか。

では、榎本課長。

【榎本政策課長】 まず、政策部会の過去の議論を思い出しますと、もともと推進基本計画をつくった際には、非常に何回にもわたった議論を行っていただきながら計画をつくりました。その全体像が先ほどの通しページの 39 ページになります。そして、39 ページにあります施策を全部フォローしていくのが限られた審議会の時間では無理であることから、昨年から、この中のうち、幾つかの項目を取り上げて集中的に議論していただくところがございます。冒頭申しましたとおり、来年度になりますと、中間評価ということで全ての項目に関する評価を包括的に行っていくことを想定しておりますが、昨年と今年と2年にわたりまして、代表的なテーマに関しての評価の設定の仕方がどうか、そして、それを体現しているレビューシートの記載の考え方が適切かどうかといった観点に関しまして、個別事業に関する評価の仕方に関するコメントを頂くとともに、さらにはそれをメタな視点で御覧いただきながら、基本計画全体の枠組みと戻った場合にどういった論点があるかといった観点で、御指摘を賜ればと思っております。そうしたことを進めていく観点から、この政策部会全体の議論と併せまして、個別のテーマを深掘りするためのワーキングを設けるとしてございますので、個別のワーキングにおきまして、各テーマに関して深掘りしたレビューシートを御覧いただきながら、その改善等に関する指摘も頂き、それを政策部会全体としてどうするかといった観点に戻していくことを通じて、今年の論点を整理して来年につなげていくという、複数年間にわたる壮大な構想の中の一環でございます。

【河島部会長】 ありがとうございます。要するに、行政レビューシートに表れている数字をもって、これでは駄目だとか、そういう話をするのではなくて、このような政策をすることに関して、こういう捉え方では駄目なのではないかとか、もっとこういうところを数値としても取っていったらどうかというようなことを主に議論するというか、そういう政策レベルで議論してほしいというようなお話だと思うんですけど、湯浅委員、よろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。では、時間がないので、先にお二人続けて質問していただき、まとめて答えていただく形にしたいと思います。

生駒委員、どうぞ。

【生駒委員】 では、お先にすみません。こちら、今後5年間に講ずべき文化芸術に関する基本的な施策ということですが、骨子は全てコロナ前につくられたものだと思うんですね。実はコロナ禍を経て、世の中は一変しており、先ほどキャンベルさんもおっしゃったんですけど、デジタルトランスフォーメーションがマストの時代に入って、あと、インバウンド戦略も見直さなくてはいけない状況になっています。今、時代の流れが激変している中で、この計画自体がどのようにそういった部分を吸収していけるのか、あるいはしていかななくてはいけないのかという部分をお聞きしたいんですね。私、内閣府で消費者委員会に入っていて、消費者基本計画の審議をリモート会議で進めていますが、コロナ

禍の中でしたので、状況に応じてどんどん項目や記述を変えていって、コロナの状況や災害といった現在起こっていることを積極的に結びつけて、基本的な考え方自体を進化させていくことに大幅に取り組んでいる経緯がございます。文化施策も時代とともにあるものですので、そういった部分についていかがお考えなのかをお聞きしたいです。

【河島部会長】 次、石田委員もまとめて。はい、どうぞ。

【石田委員】 私、生駒さんの後の発言でよかったですと思います。というのは、全く同じ方向を向いた発言だからです。

この基本計画ですけれども、5年という年月がいかに長いのかということを感じるほど、今、変革期にある。それを我々がどう捉えていくのか。中間評価というのは2018年度に設定したものに對する、あるいはその過程における中間評価、事後評価ではあるんですけれども、もう次を見据えなければいけない、そういう時期に来ていると思います。

質問を兼ねた提案です。資料3-1の37ページに、中間評価のスケジュールが書いてあります。これは非常に重要な過程、プロセスだと思うんですけれども、私から、その次を見据えたいという提案と質問をさせていただきます。

第2期をいつから考え始めるのでしょうか。ここに書いてある表ですと、1年間で第2期の計画も検討と書いてありますが、是非早い段階から、今回の中間評価とともに、エビデンススペースで次期計画を策定する必要があるかと考えております。気が遠くなるような話ではあるんですけれども、実は私が先ほどから発言しております舞台芸術の世界では、この危機をいかに乗り越えるか、本当に生死がかかっている状況ですので、是非、政策官庁にリーダーシップを執っていただいて、芸術創造に関わる人たち、あるいは組織全ての未来のために、この基本計画の策定、第2期に関しては、早めの検討をお願いしたいと思いますし、それが可能なのかどうかということをお伺いしたいと思います。

それから、先ほど湯浅委員から御指摘がありましたけれども、イギリスの事例がアーツカウンシル・イングランドによっているという点についてです。私がおります日本芸術文化振興会の調査研究部門で、COVID-19による各国の影響を洗い出すという作業をいたしました。スコットランドあるいはウェールズに関する事例も挙げてありますので、是非皆さん、そちらも公式ウェブサイトを御覧いただければと思います。

意見と質問をさせていただきたくお願いいたします。

【河島部会長】 ありがとうございます。お二人から大変重要な指摘と御意見がありました。どなたか、いかがでしょうか。

では、榎本課長。

【榎本政策課長】 ありがとうございます。文化庁内でまだ正式に幹部等と議論しているものではございませんが申し上げます。

委員の御指摘がありましたコロナを受けた対応ということは、非常に大きな課題と認識してございます。様々な文化政策あるいは文化と関連する施策におきましても、この点は欠かせなくなっております。当座といたしましては、今日御紹介いたしましたテーマに関しまして、更地で御覧いただき、目標の設定をどう考えるかという観点から御指摘いただければと考えてございます。

加えて、石田委員からありました今後に向けたお話でございます。資料3-1にありますとおり、2022年度におきましては、第2期の計画に着手するというものでございますけれ

ども、実は、このフォローアップも第2期の計画に向けた仕込みをしていくフェーズという文脈で考えてございます。第1期の基本計画の進捗状況がどうかということを議論していきながら、次に向けてはどのような論点があるか、どのような指標があり得るかという研究開発に、文化庁としても取り組んでいきたい。調査研究部門におきまして、そうした検討も並行して事務的に着手したく思っておりますので、今回のこの中間評価のプロセスを通じまして、次に向けた検討にも入っていきたく思っているところでございます。そうしたことをやっていくに当たりまして、まず実践的な課題の把握という観点から、今年度は、今回お示しいたしました大きく3つの柱に関しまして、様々な観点から御指摘いただければと思っております。

【河島部会長】 ありがとうございます。私の司会の不手際で時間を超過してしましまして申し訳ありませんでしたが、一応、予定時刻を越えていますので、今日のところは閉会とさせていただきますと思います。

今日、御発言いただけなかった委員のお二人の先生方、大変申し訳ありませんでした。次回若しくはワーキンググループ等で、是非、活発な御審議を頂ければと思っております。よろしく願いいたします。

それでは最後に、事務局からの連絡事項をお願いいたします。

【佐藤企画官】 本日も長時間の御議論ありがとうございます。また、本日はテレビ会議とウェブ会議の併用ということで、これまで我々もなかなか経験のない形でやらせていただいたこともありまして、河島部会長を始め、進行していただくのも大変苦しい中、対応いただいてありがとうございました。今回の経験を踏まえて、また今後役に立てていきたいと思っております。

今後の日程でございますけれども、先ほどのワーキングを含めまして、また調整させていただきます。改めて御連絡をさせていただきます。なお、本日、会場に来ていただいている委員の方々は、タブレット端末については、このまま置いておいていただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

【河島部会長】 どうもありがとうございました。それでは失礼いたします。

— 了 —